



Title	環境関連WTO協定に関する一考察
Author(s)	酒井, 幸子
Citation	国際公共政策研究. 2000, 5(1), p. 213-232
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4495
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

環境関連 WTO 協定に関する一考察

An Examination of Environment Related WTO Agreements

酒井 幸子*

Yukiko SAKAI*

Abstract

The Uruguay Round negotiations concluded in 1994 introduced various new rules and obligations to member countries and required to amend their legislation in order to bring themselves on line. However, as many developing countries as well as some industrialized countries face difficulties in meeting WTO requirements, they call for objective review of some of the WTO Agreements. This paper, first, outlines certain aspects of three WTO Agreements, which include Sanitary and Phytosanitary Standard (SPS), Technical Barriers to Trade (TBT), Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPs) and, secondly, explains reforms in the Dispute Settlement Body (DSB) of the WTO. The main goal of this paper is to clarify social as well as environmental implications of these requirements and the WTO reforms.

キーワード：世界貿易機関 (WTO)、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)、貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs)、紛争処理機関 (DSB)

Keywords: World Trade Organization (WTO), Agreement on Sanitary and Phytosanitary Standard (SPS), Agreement on Technical Barriers to Trade (TBT), Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPs), Dispute Settlement Body (DSB)

*大阪大学大学院国際公政策研究科 博士後期課程

はじめに

第2次世界大戦後1947年から国際自由貿易体制を規律してきた「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade: GATT)は、1995年に世界貿易機関(WTO)によって引き継がれた。従来のGATTは、物品の貿易のみを取り扱う機関であったが、WTOは、サービス貿易、知的所有権、貿易関連投資措置等の新分野をも規律する正式な国際機関として発足した。WTO協定は、WTO設立協定及びその附属書から構成されている¹⁾。WTOは、貿易のための機関であり、環境保護に関しては主導的立場をとる使命も機能も持ち合わせていない²⁾。とはいえ、WTO協定に含まれる製品基準(TBT協定)³⁾、農林水産業に対する補助金⁴⁾、SPS協定などは環境問題と密接な関係にある⁵⁾。また、知的所有権などの新しい合意は、いま再検討を迫られている。このことを端的に示したのが1999年11月に米国シアトルで開催された第3回WTO閣僚会議⁶⁾であろう。会議は、環境NGOsを含む多様な非政府組織⁷⁾による未曾有のWTO反対運動に遭遇し、その結果新ラウンドは凍結された。

WTOは、貿易拡大による環境への影響についてどのような見解を持っているのだろうか。シアトル会議直前の10月8日のWTO報道関係発表では次のように解答している。つまり、「商品の輸送に伴う環境汚染を除けば貿易それ自体が環境悪化の直接の原因である場合は稀である」というわけである。実際、貿易と環境の関係は様々な要素によって決定されるものであり、両者の関係は相互作用的なものである。貿易の拡大により生産の効率化が図られ、

- 1) WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を柱に、「物品の貿易に関する多角的協定」(附属書1A)、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS協定)」(附属書1B)、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定)」(附属書1C)、「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」(附属書2)、「貿易政策検討制度」(附属書3)、「複数国間貿易協定」(附属書4)により構成されている。
- 2) *WTO Press Release*, "Trade Liberalization Reinforces The Need For Environmental Cooperation", 8 October 1999.
- 3) 「製品基準」には、自動車・電気製品の安全基準、環境ラベリングなどがある。これらの基準は、国内環境政策上重要な役割を果たすものであるが、一方、各国の状況を反映して制度が作られるため、貿易との関係では意図しない貿易制限効果や輸入国側の基準を一方的に他国に強制するといった問題を引き起こす。そのため、製品基準は、国の内外を問わず全ての製品に同一に適用され、加盟国が貿易障壁となるような製品基準を採用する場合にも、その基準が無効にできない種類のものであることが要求されている。Doaa Abdel Motaal, "Trade and Environment in the World Trade Organization: Dispelling Misconceptions", *RECIEL*, Vol. 8, Issue 3, 1999, P. 330-5.
- 4) 「補助金」に関して現在最重要課題となっているのは、水産業に対する生産補助である。漁業の近代化や拡大に対しては補助金や無償資金が提供される傾向にあり、この結果、水産部門への参入コストが削減され、特定の漁業に多くの漁船が参入しすぎて、資源に対する過剰圧力となってきた。この問題に関しては、1999年6月に開催された貿易と環境に関する委員会合会でも詳細な議論が行われている(参考:『OECD:貿易と環境』OECD編集,中央法規1995年)。
- 5) *WTO Press Release*, "WTO Committee on Trade and Environment Invites MEA Secretariats to Information Session and Discusses Items Related to Market Access, Including Domestically Prohibited Goods, Eco-labeling, Intellectual Property Rights and Trade Liberalization In Fisheries." *Press/TE/29*, 30 July, 1999.
- 6) 第3回WTO閣僚会議は、1999年11月30日から12月3日まで米国シアトルで開催された。
- 7) 人権組織、労働運動家、農夫、原住民、森林運動家、環境保護者などの参加が伝えられている。

環境に優しい技術の移転が容易になると同時に、汚染産業が環境規制が緩やかな地域に移転するポリューション・ヘブンをといった現象や有害廃棄物の越境移動といった環境問題が起ってくることもまた事実である。よって貿易と環境が補完的な関係であるために WTO が心がけなければならないのは、環境に対する影響に配慮した貿易規定の作成であるといえよう。

本稿では、現 WTO 協定の中の TBT 協定、SPS 協定、TRIPs 協定を取り上げ、それらの問題点を探る。本稿では、これらの WTO 協定や DSB の改革が途上国の社会や環境に与える影響に特に注目する。

1 WTO の設立

1993年12月15日の第36回通商交渉委員会で、ウルグアイ・ラウンド（UR）最終協定書が採択された。GATT 締約国111カ国、中国など GATT 未締約国あわせて117カ国および EC がこの最終議定書に合意し、1994年4月15日にモロッコのマラケシュで正式に調印された⁸⁾。議定書は、各国国内手続きを経て⁹⁾、1995年1月1日に WTO 協定として発効した。

1995年に GATT が WTO に引き継がれた際、農業、繊維、アンチダンピング、セーフガード等の貿易ルールが強化され、GATS 協定、TRIPs 協定が新たに規律対象に加わり、いわゆる「祖父条項」は削除された¹⁰⁾。また、貿易紛争処理に関し統一された手続きが採用され、WTO 紛争解決手続きによらない一方的措置の発動が禁止された¹¹⁾。加えて、小委員会（パネル）報告の法解釈につき再審査を行う常設の上級委員会が設置された。

環境に関し最も重要な点は、WTO 設立に際し前文に新しく2つの目的が付け加えられたことである。1つは環境への配慮であり、他は途上国への配慮である。前者は、経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護・保全し、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を有効利用することを加盟国に要求している。また WTO 設立と同時に「貿易と環境に関する委員会」（Committee on Trade and Environment : CTE）を発足させ

8) 本間忠良「ウルグアイ・ラウンドが世界貿易を変えた」中央経済社、1995年、133頁。

9) 日本は、議定書を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」と命名、条約として国会承認、内閣批准を経て1994年12月29日公布した。米国は、協定を条約ではなく、行政協定として「ウルグアイ・ラウンド協定法案」を上下両院が無修正で可決、12月9日大統領が署名して、連邦法（公法103-465）制定という形で受容した。EUは、EU委員会が、欧州司法裁判所の確認判決（モノ貿易はEU専権、サービスと知的所有権は混合権限）を経て、1994年12月15日欧州議会承認、22日理事会批准の手順で加盟国になった。

10) 1947年の GATT は、それ自体は効力を発生せず、暫定適用議定書（後から加入した国の場合は加入議定書）を通じて諸国を拘束していた。これらの議定書の第2部（内国民待遇、数量制限の禁止、補助金やダンピングの規制などの主要な一般義務を含む）は「現行の法令に反しない最大限において」適用するという祖父条項を含んでいた。これを援用することにより、GATT のその後の発展から身をかわすことが法的に可能であった。

11) WTO 協定に付属する「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」（1994年了解）は、加盟国が対象協定上の義務違反については是正を求めるときは同了解の規則及び手続きに訴えなければならないことを明記し、加盟国による一方的措置を禁止した。しかし、現実的には、新しい WTO のシステムの下であっても、一方的国内措置が課される可能性を排除しきれていない。

た。CTE は、①モンテリオール議定書などの多数国間環境保護条約 (Multilateral Environmental Agreements : MEAs) に基づく貿易制限措置と GATT/WTO 協定の関係、②環境ラベリングなどの環境措置が貿易に及ぼす影響、③貿易自由化が環境に及ぼす影響などを重要項目として取り上げ、貿易と環境の問題に取り組むことになった¹²⁾。

以下に順次 TBT、SPS、TRIPs の内容と問題点を説明する。

II - 1 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)

(1) 概要

TBT 協定は各国の食品の安全、動植物の生命・健康の保護、検疫、ラベル等の基準及び適合性評価手続きが不必要な貿易障壁とならないことを確保するためのものである。加盟国がこれらの基準を制定する際は、原則として、①関連する国際基準に準拠すること、②基準及び適合性評価手続きを内外無差別かつ最恵国待遇で他の加盟国の産品にも適用すること、③基準及び適合性評価手続きの透明性を確保することを要求している¹³⁾。また、TBT 協定は、各国政府に自国にとって適切であると考えられる環境保護基準を設定する権利を認めている¹⁴⁾。各国政府は、強制規格又は任意規格¹⁵⁾により、食品の安全、動植物の生命・健康の保護、検疫、ラベル等を規定する。これには、SPS 協定によって定義されている衛生植物検疫措置は含まれない (TBT 協定、第1条1項(5))。(SPS 協定については、後に説明を加える)。特定の措置が、SPS 協定に準拠するかあるいは TBT 協定に準拠するかは、措置の目的により判断される。一般的に、①飲食物又は飼料に含まれる添加物、汚染物質、動植物によって運搬された病疫により生じた危険から人の生命を保護すること、②添加物、毒素、害虫、病疫、病疫により発生した生物等による危険から動植物の生命を保護すること、③有害動植物の侵入、定着、まん延による被害から国家を保護すること、などの目的で採用される措置は、SPS 協定の適用対象となる¹⁶⁾。

人及び動植物の生命を守るためのものではあるが、上記以外の目的のために採用される措置は、全て TBT 協定の適用対象となる。例えば、医薬品規制には、TBT 協定が適用され、また食品の安全を確保するための表示に関する措置は、SPS 協定に基づきその措置が差別的

12) 網巻康史「WTO「貿易と環境」と企業社会—グローバル・スタンダードとしての ISO14000—」『貿易と関税』1998年3月号。

13) 『解説 WTO 協定』外務省経済局 国際機関第一課編、日本国際問題研究所、1996年。

14) TBT 協定、前文及び2条2項(2)。

15) 強制規格とは遵守することが義務付けられているものであり、任意規格とは認められた機関が認証したもので遵守することが義務付けられていないものをいう (『解説 WTO 協定』、241頁)。

16) Simonetta Zarrilli, *Trade-Related Agenda, Development and Equity (T.R.A.D.E.) Working Papers* 3. South Centre. July 1999, p. 6.

でないか、不必要な貿易障壁となっていないか等が判断される。さらに、栄養学的特徴、製品の品質に関する表示などは、TBT 協定の適用対象となる¹⁷⁾。

(2) TBT 協定の諸問題

TBT 協定に関して指摘されている最大の問題点は、国際規格及び国際適合性評価手続き¹⁸⁾が統一化されていないことから生じる問題と環境ラベリングの問題である。シアトル閣僚会議開催に当り、日本とEUはTBT協定に関し下記の点の再検討を提案している¹⁹⁾。

- (イ) 加盟国の各レベルの標準化機関が、規格に関する適正実施基準²⁰⁾を受け入れかつ遵守するよう妥当な措置をとること
- (ロ) 加盟国、特に先進国は、開発途上加盟国等が当該協定の義務を履行できるようにするための制度及び法的枠組みの制定に関し、更なる助言及び技術的援助を提供すること
- (ハ) 当該協定運用の整合性を確保するため、文言の定義を明確にすること²¹⁾
- (ニ) 国際規格の要件を明確にし TBT 協定と適合性評価のための国際的指針との関係を強化すること
- (ホ) 国際標準化機関は、TBT 協定の基準に関する適正実施基準を採用することにより、透明性、利害の均衡、公正、説明責任を推進する指針を作成すること。また、地域、国家、地方といった異なるレベルでの標準化機関の役割を明確にすること
- (ヘ) 各国の適合性評価手続きが統一化されていないため、不必要な重複、過度に煩雑な手続きの設定を招いている。国際適合性評価手続きを設定すること。

これらの提案は、環境 NGOs や途上国による「措置の調和 (harmonization)」への根強い反対に論拠を与えるものといえる。すなわち、画一的なグローバル・スタンダードの確立により、各国の個別の基準は廃止されることになるわけだが、現在、WTO の規定に明確な国際規格及び国際適合性評価のための手続きに関するガイドラインは存在しない。また考慮の対象となる数値の一覧表もない。そのため、主観的な比較によって製品の「同等性」を判断する客観的な基準が存在しない。

上記 1～6 に加え、EU はライフサイクルアセスメント (Life Cycle Assessment : LCA)²²⁾

17) Zarrilli, 前掲論文, p. 7.

18) 強制規格又は任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するため、直接又は間接に用いるあらゆる手続きのこと。適合性評価手続きには、特に、試料採取、試験及び検査についての手続き、適合性についての評価、確認及び保証、登録、認定及び承認並びにこれらの組合わせを含む (TBT 協定、附属書 1)。

19) WT/GC/W/241, 6 July 1999. WT/GC/W/274, 27 July 1999.

20) TBT 協定附属書 3 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準を参照のこと。

21) 例えば、「手法の調和」(proportionality of measures) とか「不必要な障害」(unnecessary obstacles) といった文言の具体的な定義はなく、これまでは本協定の運用を通じて個々の事例に応じて判断されてきた。

22) 1991年の地球サミットを契機に LCA の手法が環境ラベリングの判定基準として導入されるようになった。LCA は製品の原料の調達から製造、使用、廃棄に至る全てのプロセスで発生する環境への負荷を、総合的に評価する方法をいう。LCA の目的は、ラベルを商品に張ることで消費者にその事実を知らせるとともに、販売上のインセンティ

に基づいた環境ラベリング²³⁾の明確で非差別的ルールの導入を推奨している。これは、「生産工程・生産方法」(Process and Production Methods: PPM)に基づく貿易関連環境措置(Trade Related Environmental Measures: TREM)がWTO法上許容されないことへの一つの解決策と考えられる。近年、多くの国は、商品それ自体の消費外部性に加え、商品の生産過程で環境に影響を及ぼす生産外部性に関心を向けるようになってきている。PPMがもたらす環境への損害が商品それ自体に移転せず、従って商品の性質に影響を及ぼさないものを「非製品関連 PPM」と呼ぶ。製品関連 PPM は、輸入国が国内的な生産基準を設定することにより規制可能であるし、WTO 規制の枠組みの中でも、WTO の規則に違反しない限りで加盟国は国内的な製品規制を行うことが許容されている。これには、TBT 協定が特にその規制に関係してくる。しかし、TBT 協定の強制規格は製品規制および製品 PPM 規制に限定されているため、非製品関連 PPM 規制は協定の適用範囲から除外される²⁴⁾。エコラベルは非製品関連 PPM を表示することができるため、TREM に代わる有効な解決策としてその利用が注目されている。

エコラベルは、製品やパッケージ、宣伝広告などにエコマークを付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供する仕組みである。日本では、環境庁の指導のもと(財)日本環境協会がエコマーク設定基準を定めている。エコマーク取得の要件は、①他の同様の商品と比較して、その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が相対的に少ないこと、②その商品を利用することにより他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大いこと、の2点となっている。これは、消費者に環境負荷の少ない製品の選択を促すインセンティブを与えるものとして評価されている。また、企業側も環境イメージに以前に増して敏感になっておりエコラベルの導入に積極的である²⁵⁾。

TBT 協定に関するこれからの課題は、規制の実施に当たっての明確なガイドラインの設定、広い分野での国際規格の採用、政府間での情報交換の促進に加えて、策定プロセスにおける透明性の確保であろう²⁶⁾。エコラベルの認定方法の統一化も必要と言える。

ブとすることを通して環境への負荷を低減することにある。(山口光恒、「環境ラベル」と貿易を両立させよう」『朝日新聞』1996年4月3日)。

23) 商品の環境負荷の程度を示すものを一般的にエコラベルというが、エコラベルは、①企業からの申請にもとづき第三者機関が複数の判定基準に照らし一定の基準を満たした商品にロゴマークの使用許可を与えるエコラベルと、②製品の製造業者が「リサイクル可能」など製品の環境上の特徴を、第三者の認証を受けることなく主張するものの2種類に大別される。

24) 平覚、「環境価値と貿易価値の調整—ppm に基づく貿易関連環境措置の GATT/WTO 法上の取扱いについて—」『環境保護と法』信山社、1999年。

25) 第1回環境ブランド調査『日経エコロジー』2000年7月号、41-7頁。

26) WTO は標準化について審議する50以上の委員会と作業グループを組織しているが、利害関係のある当事者や被害を受けた可能性のある地域の代表がこれらの審議に参加することは全く認められていない(ミッシェル・スフォーザ、ロリー・M・ワラチ、「誰のための WTO か」『世界』2000年2月、54-66頁)。

II - 2 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)

(1) 背景及び概要

東京ラウンドの結果 TBT 協定が作成されたが、同協定は、食品の衛生基準を含む製品の規格基準を定めるものであり、衛生植物検疫措置に関する具体的ルールは含まれない。このため、1986年の閣僚会議から衛生植物検疫措置に関する交渉が開始された。この交渉は、農業交渉の一部として行われた。

交渉における主要な論点は、「措置の調和」の問題であった。この問題については、関連する国際的な基準がある場合にはそれに準拠し、科学的に正当な理由がある場合には、国際的な基準よりも高いレベルの採用水準を認めることで合意に達した。この内容は、1991年12月のUR交渉最終合意文書案に盛り込まれ、1994年4月15日のマラケシュ閣僚会合におけるUR最終文書への署名をもって正式に確定した。

SPS 協定は、人、動物又は植物の生命・健康を保護するという衛生植物検疫措置及びこれらの措置が、貿易に与える影響を最小限にすることを確保するためのルールである²⁷⁾。同協定は、

(イ) 衛生植物検疫措置に関する国際的な基準²⁸⁾がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を国際基準に調和させること (第3条1項)

(ロ) 科学的に正当な理由がある場合等においては、加盟国が国際的な基準よりも高いレベルの保護水準を採用することを認めること (第3条3項)

(ハ) 各国の衛生植物検疫措置を WTO 事務局を通じて他の加盟国に通報することにより透明性を確保すること (第7条)、

等を加盟国に要求している。

SPS 協定は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の特別のニーズを考慮し、特別のかつ異なる待遇を提供している。これには、履行義務からの一時的免除、及び関連国際機関への積極的な参加の奨励などが含まれる (第10条)。また開発途上加盟国は、WTO 協定の効力発生後2年間、後発開発途上加盟国は5年間の段階的導入のための猶予期間が認められている。猶予期間中は、これらの加盟国での衛生植物検疫措置の採用に際して科学的正当性の証明は要求されない。したがって、この点に関して WTO 提訴の根拠とされることはない²⁹⁾。

27) 『解説 WTO 協定』外務省経済局 国際機関第一課編、日本国際問題研究所、1996年、136頁。

28) 衛生植物検疫措置に関する国際的な基準は、国連食糧農業機関 (FAO)、世界保健機構 (WHO)、合同食品規格委員会、OIE、IPPC の事務局において作成される。

29) Zarrilli 前掲論文、p. 6.

(2) SPS 協定における諸問題

(i) 国際基準に関する問題

SPS 協定第3条は、加盟国に国内衛生植物検疫措置の作成にあたり国際基準に調和させることを要求している。この国際基準は、FAO/WHO 合同食品規格委員会（いわゆるコーデックス委員会）、国際植物貿易条約（IPPC）、国際獣疫事務局（OIE）、あるいは、SPS 委員会によって認められた関連国際機関によって作成されたものでなければならない。とはいえ、これらの機関が準拠すべき手続きを定めるガイドラインは存在しない。

現在、コーデックス委員会や OIE における国際基準は、単純多数決によって決定される。しかしながら、これらの国際機関の決定過程への開発途上加盟国の参加は、代表数、準備の度合いからいって非常に限られており、途上国の実状に沿ぐわない決定が下されがちである。そのため途上国は国際基準に基づき設定された商品規定に対応できなくなっている。

(ii) 科学的正当性に関する問題

SPS 協定は、各加盟国に人、動物又は植物の生命・健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置を採用する権利を容認してはいるものの制限付きである。つまり、これらの措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことが条件となる（第2条1項）。また、国際的な基準よりも高いレベルの保護水準を国内で設定することを認めているものの、これは、科学的に正当な理由に基づくものでなければならず、「この協定の他の規定に違反しないこと」が要件となる。保護の水準を決定する場合には、貿易に対する悪影響を最小限にすることも同時に要求される（第5条4項）。

さらに、「科学的正当性」による措置について説明をする義務を負う（第5条8項）。「科学的正当性」にもとづいた措置が不当であると判断された場合、WTO に提訴される可能性が生ずる。しかし、危険評価を用いて科学的正当性を証明することは、人的及び財政的資源の乏しい国にとって大きな負担となる。よって、国際基準よりも高いレベルの保護水準の採用は非常に困難な状況にあるといえる。

II - 3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）

(1) 背景及び概要

TRIPs 協定が成立する以前は、工業所有権、著作権、育種家の権利といった知的所有権に関する多国間協定は個別に存在し、世界知的所有権機関（WIPO）や国連教育科学文化機関

(UNESCO) がそれらを管理する中心的役割を担っていた。特に WIPO は、国際連合の特別機関であり、半導体集積回路の配置権、バイオ技術、コンピュータープログラムの保護といった新しい分野での知的所有権の保護に力を入れていた。

上記のような数々の知的所有権に関する多数国協定が存在するにも拘わらず、TRIPs が WTO 協定の中に組み込まれた理由は、不正商品貿易問題、知的所有権の保護レベルに関する問題、権利行使上の問題などが貿易関連問題として取り上げられるようになったためである³⁰⁾。UR交渉中、日米を中心とする先進国は、GATT の枠組み内での知的所有権の保護を提案し、一方、途上国側は、先進国の主張に強く反対した。

先進国は、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するためには、知的所有権が有効かつ適切に保護されることが重要であると主張した。1993年12月になされた実質合意では先進国の主張が採用された³¹⁾。その時取り決められた TRIPs 協定は、特許、著作権、商標、工業意匠、地理的表示、集積回路の回路配置、企業秘密などの分野で確立された保護規定を包括しミニマム・スタンダードを定めるものである³²⁾。

途上国側の反発に配慮し、本協定の適用に関し段階的導入のための猶予期間が認められた(第65条、第66条)。開発途上加盟国及び自由市場経済への移行過程にある加盟国には、WTO 協定効力発生から5年間、また、後発開発途上加盟国に対しては、11年間猶予期間が認められた。これらの措置は、上記国家においては、国内制度を TRIPs 協定に一致させるための経過措置が必要であるとの判断に基づいたものである。

(2) TRIPs 協定の諸問題

(i) 作成時における問題

1992年12月に TRIPs 協定案が提示され、翌1993年12月に実質合意がなされた。この間、いくつかの国から修正提案が出されたものの微修正が加えられただけで十分な議論が尽くされたとはいいがたい。そのため、最終的合意には不備な点が多い。また、途上国側は知的所有権に関する経験や知識が不足しており、意見を十分に反映させることができなかった。特に、特許に関する条項は、内容が詳細に亘っているため、国内制度の変更を迫られる途上国側にとっては大変な負担である。途上国支持グループは、TRIPs 協定は、最先端の技術を持つ先進国の技術保有者を保護することを目的としており義務の不履行に対する「たすきがけ対抗措置」³³⁾を合法化するために設置されたと批判している。すなわち、TRIPs 協定の存在によ

30) 詳しくは、日本国際問題研究所発行『解説 WTO 協定』512-3頁を参照のこと。

31) WT/GC/W/242, 6 July 1999.

32) South Centre. *The TRIPs Agreement A Guide for the South: The Uruguay Round Agreement on Trade-Related Intellectual Property Rights*, Geneva, October 1997.

33) 「たすきがけ対抗措置」とは、異なる協定間における対抗措置のことである。1994年の了解によれば、申立国はまず第1に利益の無効化が認定された分野と同一の分野において対抗措置を試みることができる。同一の分野におい

り、WTO 紛争処理機関は TRIPs 協定不履行を認定することができ、たすきがけ対抗措置の適用が可能になるわけである³⁴⁾。

(ii) 商標に関する問題

TRIPs 協定第20条は、他の商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせるような特別な要件により商標の使用が妨げられることを禁じている。商標に関する紛争事例としては、グアテマラ政府と米国粉ミルク会社（ガーバー社）間の対立が良く知られている。グアテマラ政府は、自国の高い乳児死亡率は非衛生的な水で作られる粉ミルクにあるとし、文盲の母親達が粉ミルクの缶に表示された理想化された赤ん坊の写真に惑わされないようにとの意図から、1983年に粉ミルクの表示を規制する国内法を制定した。この法律は、WHO の母乳代替商品規範に従ったものである。この国内法に基づき、ガーバー社は粉ミルクの缶に表示された理想化された赤ん坊の写真を削除することが要求された。この国内法の適用免除を求めるガーバー社は、TRIPs 協定を理由に様々な方法でグアテマラ政府に政治的圧力を加えている。

この問題は、TRIPs 協定が、公衆衛生の観点から WTO 加盟国が商標を侵害できるかどうかに関して言及していないことに起因する。グアテマラ政府により制定された国内法は、WHO/UNICEF 規範に基づくものである。同規範は、国内外の医薬品会社に非差別的公共医療を要求するものであるが法的拘束力を持つものではない。他方、WTO 協定は国際条約として WTO 加盟国を法的に拘束するものである。したがって商標に対する TRIPs 協定は、公衆衛生よりも企業の知的所有権を優先的に保護することを可能にするものといえる。

(iii) 生命への特許に関する問題

TRIPs 協定第27条3項(b)は、種子を含む植物品種に対する農業関連企業の所有権保護を確立するものである。これは一般に「生命への特許」と呼ばれている。企業が種子の特許権を取得すると、その種子は企業の独占的支配下に置かれる。現在までに、大豆、トウモロコシ、菜種などが特許の対象となっている。農家は、その種子を使用するための特許使用料と種子の代金を企業側に支払わなければならないことになった。この仕組みの導入により、農業関連企業の支配権は強化されるが、農家は、種子の所有権及び種子の貯蔵に関する管理権を失うことになった。

TRIPs 協定は、何世紀にも亘ってその土地に最適な品種を開発した地域コミュニティに対する保護条項を含まない。他方、植物育種プログラムを規制する植物新品種保護同盟 (UPOV) は、新品種の種苗家に対し、排他的な権利を与え、遺伝的画一化を目指している³⁵⁾。

て対抗措置を取ることができないか、あるいはその措置が効果的でないと認められる場合他の分野で対抗措置を取ることができる。これをたすきがけ対抗措置という。

34) South Centre, *The TRIPs Agreement A Guide for the South: The Uruguay Round Agreement on Trade-Related Intellectual Property Rights*, 1997.

このように種子の管理・育成が少数者に集中することは、遺伝子に関する研究・開発の停滞を意味する。その結果、種子の特性は次第に失われる。このようなプロセスによる生物多様性の減少は、長期的には世界の食糧安全保障を不安定化させるものといえる³⁶⁾。

(iv) 医薬品価格への影響

TRIPs 協定第31条は、特許権者の許諾を得ていない場合であってもある特定の場合に限り特許権の例外使用を認めている。この場合、特許権保有者に特許権使用料を支払うことが要求される。例えば、南アフリカでは、市民が医薬品を安く入手できるようにするために南アフリカ医学法が1997年に制定された。この法律は、医薬品会社が自社製品の販売促進のために医者に奨励金を払うことを禁止し、商標登録されていない安価な医薬品の普及を進めようとしたものである。この法律は、政府による強制許可及び並行輸入³⁷⁾を同時に許容している。

現在、多くの途上国では医薬品に対して厳格な特許規定を課していない。そのため途上国の消費者は安価な値段で医薬品を入手することができる。ところが TRIPs 協定は、途上国の医薬品の特許を保護すること及び2005年から医薬品に20年間の知的所有権保護を課することを要求している。今後予想されることは特許権による市場の独占である。独占が進めば自国で十分な量の医薬品を製造販売する能力のない途上国は、医薬品の入手がますます困難になる。

医薬品に対する特許権の保護は、途上国のみならず先進国の消費者にも影響を及ぼしている。URにおいて知的所有権についての交渉が行われた後、米国議会はアメリカの医薬品メーカーに対する特許保護の期間を17年から20年に延長した。日本でも同様の国内措置が取られた。この期間中は、商標登録されている有名ブランドと全く同じ化学的組成を持つとしても商標登録されていない一般名の医薬品を、他の医薬品メーカーがより低い価格で売ることができない。つまり、製品や価格に対する独占期間が延長されたぶん、医薬品の価格競争が阻害される。このことにより商品の選択余地が限定されるばかりでなく、消費者は、医薬品に対してより高い費用を支払い続けなければならない。

知的所有権 (IPR) が新たな附加条件を伴って WTO 協定に組み込まれたことは、URによる自由貿易の拡大というスローガンと全く矛盾しているといえよう。そのため、先進国及び開発途上国の両サイドから成る非政府組織は、WTO 協定の実質的な検討がなされるまで、当該条項の完全な実施に対するモラトリアムを要求している³⁸⁾。特に、アフリカグループは、

35) 1978年に締結された UPOV 条約では、農民に対し、収穫時に種子を保存すること、および他の農民と個人的に種子交換を行うことを特権として認め、また他の種苗家にも、特許保持者に特許料や罰金を支払うことなくこの遺伝子を開発のために利用することを「例外」として認めていた。しかし1991年に UPOV 条約は改定され、このような農民の特権と種苗家の例外的扱いは廃止された。

36) マーティン・テイテル、ホープ・シャンド／翻訳監修：戸田清、『生命の所有権：特許と理論が衝突するとき』市民フォーラム2001事務局、1998年。

37) 並行輸入とは、輸出国において適法に知的財産権を有する真正商品を、輸入国の輸入総代理店以外の第三者が輸入することをいう。

38) Lori Wallach and Michelle Sforza, *Whose Trade Organization?: Corporate Globalization and the Erosion of Democracy*. Public Citizen's Global Trade Watch. Public Citizen. 1999, P. 102.

生命への特許に関する WTO での議論に途上国が十分に参加できるような状況の設定、及び原住民の知識に対する保護を呼びかけている。UR協定は、途上国に対する猶予期間が終了する前に第27条3項(b)を検討することを義務づけているが、この義務が条文改正を意味するものであるかあるいは単に実施状況の調査に止まるものであるかは明らかでない。

(v) 遺伝子組み換え作物 (GMOs) と IPR

遺伝子組み換え作物 (GMOs) の取引を規制する国際環境合意が2000年1月29日にカナダのモントリオールで開かれた特別締約国会議で採択された。この国際合意は「バイオセーフティ議定書」あるいはカルタヘナ議定書と呼ばれている。GMOs とは、バイオテクノロジーの分野における目覚ましい技術の進歩によってもたらされたものである。遺伝子の組換えが行われることによって、大豆やトウモロコシなどの農作物は害虫や雑草に対抗力を持つようになる。農業分野におけるこのような遺伝子工学の発達は、穀類の増産や食糧の安定供給を確保するものと期待され、米国、カナダ、アルゼンチンで大規模な栽培が行なわれるようになった。しかしこれらの GMOs の輸出国と消費国間の対立が、近年国際貿易問題の一つの論点となっている。これらの論争を背景に取り決められたのがカルタヘナ議定書である。

カルタヘナ議定書は、GMOs の貿易に関して、輸出国と輸入国の間で安全を確保する手続きを定めたもので、輸出国が遺伝子組換えの行われた種子であることを輸入国に事前に通知する規定や、潜在的な危険性があれば、科学的に確実な根拠がなくても、輸入を拒むことができる「予防原則」を盛り込んでいる³⁹⁾。とはいえ、遺伝子組換え食品の安全性についての国際的な統一基準は存在しない。そのため、衛生植物検疫措置の国際基準を定める役割を担うコーデックス委員会は、今年3月にバイオテクノロジー応用食品特別部会を開催し、食品の安全性基準などについての議論を進め、2003年までに報告書を出すことを決定した。従って将来は、各国の食品安全基準や食品表示ルールなどに関しては、コーデックス委員会の定める国際基準に整合化することが求められることになる⁴⁰⁾。これに対し、環境 NGOs は、国内基準に代わる国際統一基準の導入に反対している⁴¹⁾。その理由は統一的国際基準は、超えてはならない国際基準とはなりうるが、満たすべき基準にはなりえないからである。国際基準よりも厳しい国内基準は、WTO 関連諸協定に抵触する可能性さえ予測される。

表示に関しては、TBT 協定が適用されるが、TBT 協定第2条(2)は、製品規制基準が最低限度の貿易規格措置であることを要求しているため、GMOs であることを示すラベル表示は TBT 協定違反と判断される可能性がある。すなわち、人の将来的な健康に影響を及ぼすこと

39) 「多様性条約会議 議定書を採択：輸入禁止も可能に 遺伝子組み換え作物規制」『朝日新聞』、2000年1月30日。

40) コーデックス委員会とは国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) が合同で、消費者の健康保健と食品貿易の公正を図る目的で設立した食品規格委員会。加盟国は165カ国。24の課題別の部会、特別部会がある。コーデックス委員会は、本来独自の食品規格を持たない途上国のために基準を設置することを目的として設立されたものである。(「遺伝子組み換え食品 国際会議閉幕 欧・米合意 道険し」『朝日新聞』2000年3月21日)。

41) 佐久間智子「グローバル・スタンダードに対する NGO の視点」『NIRA 政策研究9月号』。

を懸念した比較的穏やかな製品規格でも TBT 規制により十分な規制効果を発揮できない場合もでてくる⁴²⁾。

SPS 協定のもとでは、各国政府が輸入を禁止しようとする場合には、十分な科学的証拠を提示しなければならない(第5条2項)。この要求は、GMOs を規制しようとする国家にも、規制を正当化する科学的証拠を提出する立証責任を課すものである。この場合、GMOs の影響が科学的に不確実であるということは理由にならない。過去に、米国は成長ホルモンを使用した家畜の食肉の禁輸措置をとった EC を WTO に提訴した。EC は、成長ホルモンの危険性を科学的に示す十分な証拠を提示できなかったため裁定で敗北した。1999年7月には、米国により報復関税をかけられている。

現在 GMOs 生産国は、遺伝子操作した植物は新種であるとの理由で、それらの植物に対する知的所有権を主張している。しかし TRIPs の下で、GMOs 農作物に対する知的所有権が確立されれば、生物の多様性や食糧安全保障を考慮する政府の政策目標と相容れない場合もでてくることが想定される。対抗する途上国は、生物多様性条約において認められている「原住民の知識等」(例えば原住民が有するアマゾンの薬草に関する知識)を知的所有権として TRIPs 協定上で保護すべきこと、生物多様性条約にて規定されている遺伝資源へのアクセスと遺伝資源の利用から生じる利益の配分に関する条項を TRIPs 協定に盛り込むことなどを主張している。その他にも自然環境や社会に与える問題として、

(イ) 害虫や雑草に負けないように遺伝子の組換えがなされた作物は、防虫剤や除草剤に対する永続的な依存状態を引き起こすため、化学物質の使用増加を招き、長期的には自然環境に悪影響を与えうる

(ロ) GMOs の特質が、遺伝子交配により輸入国の植物に移転し、除草剤や防虫剤に抵抗力をもつ雑草を作り出す危険性を持つ

(ハ) 除草剤や防虫剤に強い GMOs が継続して栽培されると、草や虫は死に絶え、それらを餌にしていた小動物が死滅する

(ニ) GMOs は、間接的に昆虫の繁殖力や寿命にも影響を与え⁴³⁾、生物の多様性を減少させる⁴⁴⁾

(ホ) ある種の食品に対するアレルギーや倫理、宗教、文化的理由から特別な食事制限をもつ消費者のニーズに答えられない⁴⁵⁾

42) 小若順一ほか、『遺伝子操作食品の避け方』コモンズ、2000年、132-3頁。

43) 1999年5月20日号イギリスの科学誌『ネイチャー』にアメリカ、コーネル大学のジョン・E・ロージー博士らによる実験が発表された。博士らの実験では、Bt という殺虫毒素の遺伝子を組み入れられた Bt トウモロコシの花粉をかけたトウワタの葉をオオカバマダラというチョウの幼虫に食べさせたところ4日間で44%が死に、生き残った幼虫も体が小さいうえに、衰弱していたと報告した。

44) James Meikle and Paul Brown, "Friend in Need...The Ladybird, an Agricultural Ally Whose Breeding Potential May Be Reduced by GM Crops," *The Guardian* (London), Mar. 4, 1999.

45) 例えば、イスラム教、ユダヤ教の信者は、豚の遺伝子を持つ食品を避けたいと主張している。

(ハ) 人の健康に与える影響⁴⁶⁾

などが科学者により指摘されている。このため、環境 NGOs、消費者、一部の科学者達は、GMOs の安全性や生態系に与える影響に多大なる懸念を表明している⁴⁷⁾。

III 多国間環境合意 (MEAs) と WTO 協定との関係

WTO は、環境保護を目的とした国際機関ではないとしながらも、環境保護のための貿易措置の必要性を認識し、一般的例外条項 (第20条) をもうけている。これには、(1)人・動物又は植物の生命・健康の保護のために必要な措置 (20条(b))、(2)枯渇の可能性のある自然資源の保護に関する措置 (20条(g))、(3)措置の適用が任意であったり、差別的でないこと、あるいは、国際貿易の偽装された制限とならないことなどに関する規定が含まれる。20条は、環境保護措置が GATT/WTO 条項に違反するものであったとしても、規定の条件を満たしている限り有用なものとして容認するという立場を明示するものである。

しかし、この例外条項の解釈をめぐることは、意見が大きく分かれてきた。WTO は設立と同時に CTE を発足させ、これらの問題について検討を重ねてきたが、結局決定的な結論は得られていない。1996年暮れのシンガポール閣僚会議では、EU、米国が、MEAs と WTO 協定の関係を中心課題として取り扱うことを提起したにも拘わらず、途上国は環境を口実とした保護貿易が広がることを懸念し、両者の溝は埋まらなかった⁴⁸⁾。

WTO 協定と MEAs の不整合性の問題に関しては、数々の点が指摘されている。例えば、WTO 協定と MEAs が矛盾した場合、どちらがどの程度優先されるべきかが国際法上明確でない。WTO 設立前に成立した北米自由貿易協定 (NAFTA、1992年成立) では、MEAs の貿易措置規定と NAFTA 条項が矛盾する場合には、不一致の範囲で MEAs が優先されると明示された⁴⁹⁾。しかし、1995年の WTO 協定にはこのような条項はない。

MEAs が国際法としては歴史が浅いことや、その特殊性が MEAs を国際法上弱い立場においている。GATT が発足した1940年代には、温暖化や生物多様性の保護といった地球規模での環境問題はまだ国際的課題としては認知されていなかった。その後1980年代、90年代を通して先進国を中心として環境に対する関心が高まり、国連環境計画 (UNEP) の支援のも

46) 現在のところ、GMOs の人体への直接影響を証明する科学的証拠はまだ存在しないが、英国の科学者アーパット・ブッシュタイ博士は、遺伝子組換えを行ったジャガイモで餌付けをされたネズミの内臓発育不全や免疫機能の低下を報告している。

47) A report by the U. K. House of Commons Science and Technology Committee, May 12, 1999. John Carey, "Imperiled Monarchs Alter The Biotech Landscape," *Business Week*, Jun. 7, 1999. "Top Scientist Backs Calls for GM Safety Screen," *The Guardian* (London), Mar. 9, 1999.

48) 「環境保全に貿易制限も『地球人の世紀へ』」『朝日新聞』1997年10月19日。

49) ただし、この場合も、同様に効果的で利用可能な手段が複数ある場合には、NAFTA との不整合性が最も小さい手段を選ぶ必要がある。(OECD 編集/環境庁地球環境部『OECD：貿易と環境—貿易が環境に与える影響』中央法規、1995年)。

とに、数多くの MEAs が成立した。よって、MEAs は国際法体系の中では最も新しいものといえる。問題自体が新しいこと、あるいは、その法的効果がまだはっきり立証されていないことなどから、法的拘束力のないソフト規範が他の分野でよりもよりしばしば採用されてきた⁵⁰⁾。1972年の「人間環境に関するストックホルム宣言」や1992年の「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」などがその代表である。これらは、高まる環境認識から生まれた新しい価値を表現するものであった。しかし、条約の締約国会議は厳格な義務を課す権限も、遵守促進の機能も持ち合わせないことが多い。国際機構によって出される勧告も、実施、履行、遵守を動機付ける役割を果たしているとはいえ、これにも法的拘束力はない⁵¹⁾。多様な主体の協力を喚起する、あるいは、めまぐるしく変化する国家の立場に対して柔軟な対応を可能にするという点では、ソフト規範の活用は有用であるといえるが、貿易との関連ではその特性がマイナスに働いている。

現在、MEAs の総数は、計200以上にも及ぶ。その中で、貿易制限条項を含むものは僅か20足らずである⁵²⁾。MEAs への参加の度合いが千差万別であるのに加え、貿易制限条項がある MEAs でもその批准や遵守状況は様々である。例えば、モントリオール議定書は貿易制限条項を含む代表的な MEAs の一つである。同議定書は、オゾン層破壊物質ごとの削減目標を規定する国際環境条約で、議定書第4条では、非締約国との規制物質の輸出入の禁止又は制限等について定めている。1987年に採択された同議定書への加盟国は、176カ国及びE Cであり(2000年7月14日現在)、WTO の加盟国数を上回っていた。しかし、1997年の条約改正の際、規制物質の全廃が期限どおりに達成できなかった場合、当該規制物質の中古品又は再生品の輸出を禁止するとして規制措置の強化が図られた。改正議定書を正式に批准したのは僅か37カ国である。

有害廃棄物の国境を越える移動を国際的に規制するバーゼル条約についても同様のことが言える⁵³⁾。1992年5月に発効した条約は、1995年に改正が行われた。改正バーゼル条約では、1992年の内容を更に一歩進め、条約付属書 VII に掲載する国(先進諸国)からそれ以外の締約国へ、条約に定める有害廃棄物の移動を「禁止する」ことが定められた。13カ国がこの改正条約を批准したのみで、改正条約はまだ発効されていない(1999年2月現在)⁵⁴⁾。

これまで WTO が環境への影響を根拠にした一般農水産物の輸入禁止措置は、保護貿易に

50) ソフト規範は、慣習法の基になるあるいは条約の中に統合されることにより、国際法の発展に寄与してきた。

51) 国際機構によって出される勧告は、非締約国や国家以外の主体の行動を誘導することを目的としている。規範的な決議の内容は、締約国にある一定の行動を要求するものであったり、一般原則を宣言するものであったりする。例としては、「世界自然憲章」(1982)、「OECD 越境汚染に関する原則」(1974)などが挙げられる。

52) 代表的なものには、「絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を制限するワシントン条約」、「オゾン層を保護するモントリオール議定書」、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」などがある。

53) 条約は、①条約に規定する有害廃棄物の輸出には、輸入国の書面による同意を要する、②非締約国との有害廃棄物の輸出入を原則禁止する、③有害廃棄物の違法取引に対し、締約国は当該廃棄物の引き取りを含む適当な措置をとる、④締約国は、途上国に対し技術上その他の国際協力を行う、等を規定している。

54) バーゼル改正条約の発効には、改正が決定された締約国会議の出席国数の4分の3以上による締結が必要とされる。

つながると判断してきたのに比して、2000年のカルタヘナ議定書は初めて環境を理由にした輸入禁止を可能にしたという点で、環境団体から高い評価を受けた。しかし同議定書は、WTO などほかの国際協定の権利義務に影響を及ぼさないことを明記し、輸入禁止措置をWTO に提訴する余地を残している。

即ち、法的拘束力がなかったり貿易制限条項を含まない MEAs は、環境保護と貿易とが衝突した際の強力な判断基準を提示するものとはなりえていない⁵⁵⁾。

IV DSB 改革とその社会的影響

(1) DSB 改革

WTO の前身である GATT でも、1947年の GATT 協定第22条、第23条によって紛争処理制度が定められていた。しかしながら、1980年代以降貿易問題をめぐる摩擦が頻発したこと、紛争解決手続きの迅速化が求められていたこと、パネルによる勧告が実施されないなどの問題から制度の見直しが求められていた⁵⁶⁾。また、当該制度の不備から、大多数の紛争は二国間交渉で処理される傾向にあり、国家間の力関係が紛争の行方を大きく左右した。これらのことから、法やルールに従った紛争処理制度の改革が待たれていた。

制度の見直しに関しては、「和解指向主義」及び「裁判指向主義」の二案に分れた。前者は、できるだけ和解で紛争を処理しようという立場であり、後者は、裁判による裁定、判決によって、公正な解決を望むものである。UR交渉では、ヨーロッパや日本が和解指向を支持し、他方、米国は裁判指向主義を強く主張した。結果的には、ヨーロッパ側が米国が一時的な措置を取らないことを条件に裁判指向路線に道を譲り、中立な国際機関が裁定を下す、つまり、今日の DSB ができあがったわけである⁵⁷⁾。

改革は、大雑把に言って、次の4つの点でなされた。第一は、任期4年の7名の個人からなる常設の上級委員会の設置である。(WTO の組織は、閣僚会議が最高意思決定機関で、その下に、一般理事会、紛争解決機関、貿易政策検討機関の三つによって成り立っている。紛争解決は、この理事会の一部である DSB によって行われる。) 上級委員会は、事実問題は扱わないが、パネル報告書の中の法的な論点について審議する。

第二は、パネル設置またはパネル報告書の採択がコンセンサス方式から、ネガティブ・コ

55) 道上尚史、国松麻季「WTO における貿易自由化と「非貿易」事項の関係・中一サービス、環境、文化を素材に」『環境と関税』日本関税協会、1998年3月号、22-35頁。

56) 『解説 WTO 協定』、564頁。

57) 鈴木基史「WTO 貿易紛争処理システムの政治経済学」、日本公共政策学会2000年度大会(2000年6月10-11日開催)での報告に基づく。

ンセンサス方式にかわったことである。ネガティブ・コンセンサス方式とは、決定を行う際、その会合に出席しているいずれの加盟国も決定案に正式に反対しない限り決定が行われる仕組みをいう。このことにより、パネル設置の自動化、報告の採択の合理化が図られた。

第三は、紛争処理手続きの迅速化、時間の設定、期限の設定により採択の合理化が図られたことである⁵⁸⁾。例えば、パネル報告書が各加盟国に呈示されてから60日以内に開かれるDSB 会合で、申立てをした紛争当事国が報告を上訴することを通告せず、DSB が報告を採択しないことをコンセンサスで決定しない限り、パネル報告が採択され、DSB の決定となる。

第四は、「たすきがけ対抗措置」が容認され裁定の履行の強化が試みられたことである。「たすきがけ対抗措置」とは、先にも述べたように申立国が DSB による決定が履行されていないと認める場合、同一産品、同一協定内における他の産品、その他の協定への対抗措置の拡大適用を認めるものである。このことにより、DSB 決定の履行強化を行った。

その他にも、パネルが独自に情報を収集する権限を明確に認めた⁵⁹⁾。これによって環境問題など技術的な問題に関して、小委員会が専門家や NGOs から鑑定陳述や意見を聴取できることになった。

(2) EU のバナナ輸入制限とその社会的影響

EU のバナナ輸入制度に関する上級委員会報告は、DSB 改革後の新裁判指向主義の影響を示す好例といえる。UR は、先進国が途上国に対して一般特惠制度を継続して適用することを認めているが、この制度は、貧しい国々に対して特惠待遇（無関税及び関税割当て上の優遇）を与えるもので、この制度が GATT 第1条の最恵国待遇との整合性を欠く場合、ウェーバー（義務の免除）が適用されることになっていた。しかし、WTO 紛争処理制度の改革によって強化された裁判指向主義は、これらのウェーバー条項を自由貿易を妨げるものとして完全に取り去る傾向にある。

EC は1963年以来、ACP 諸国⁶⁰⁾からの一定量のバナナ輸入に対する特惠待遇と、他の国からのバナナ輸入に対する関税割当を実施してきた。1989年に EC が ACP 諸国との間で締結した第4次ロメ協定は ACP 諸国からのバナナ輸入に特惠待遇を付与することを定めてい

58) 紛争解決手続きの流れは、まず、二国間での協議が前提となる。協議の要請を受けた日の後60日の期間内に協議によって紛争を解決することが出来ない場合には、申立てをした紛争当事国は、パネルの設置を要請することができる。小委員会の検討期間は、原則として6箇月以内とされているが、遅延手続きが取られた場合でも9箇月を越えることはできない。

59) 「紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解」[WTO 協定附属書2]、第13条。

60) 伝統的な ACP バナナ輸出国は、コートディヴォアール、カメルーン、セントルシア、ジャマイカ、ベリーズ、セントビンセント、グレナディーン、ドミニカ、スリナム、ソマリア、グレナダ、cape Verde、ガボヴェルデ。近年、ドミニカ共和国が ACP に加わり、ガーナもバナナを輸出し始めた。ウインドワード諸島などのカリブで生産されるバナナは、丘陵に栽培され、地域的かつ小規模なものである。これらの地域は、立地条件が悪く他の作物栽培には適していない。ドミニカ共和国のウインドワード諸島、セントルシア、セントビンセント、グレナディーン、グレナダのバナナ輸出は所得の半分以上を占める。

た⁶¹⁾。E Cは、1994年10月、ACP 諸国とともに同協定のバナナ特惠に関して GATT 締約国団に GATT 第1条1項に関するウェーバーを申請し、同年12月9日に認められていた。

それにもかかわらず、1996年5月に、米国、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びエクアドルが、ウェーバー取得後のEUの新たなバナナ輸入制度について、GATT 第1条(最恵国待遇)及び第13条(数量制限の無差別適用)等の違反を理由として申立てを行った。翌1997年4月、パネルは、「ロメ協定が要求する優遇措置の実施のためには GATT 第13条に関するウェーバーが不可欠であり、その限度で GATT 13条違反もロメ協定のウェーバーによって正当化される」と判断した。しかし、パネル判決を不服とする中米諸国及び米国は上級委員会に上訴した⁶²⁾。

1997年9月に提出された上級委員会報告は、ロメ・ウェーバーの範囲に関するパネルの認定を覆し、ロメ・ウェーバーの廃止あるいは同様の優遇措置を WTO 全加盟国に適用することをEUに要請した。EUは、DSBの勧告に従わず、1998年に ACP 諸国と非 ACP 諸国に対する二重関税規定の採用を提案した。そのため米国は制裁措置としてEU製品(ゴートチーズ、カシミア、ビスケット、蠟燭、シャンデリアなど)に対し報復関税を課した⁶³⁾。DSBは、1999年4月19日に、米国のEUに対する一方的措置の採用を WTO 協定上合法と判定しEUに ACP 諸国に対する特惠関税を取り下げを命じた⁶⁴⁾。

WTO が目指す裁判指向主義は、時として小規模農家の一掃を意味する。また、経済のグローバル化や特惠関税の撤廃は、途上国の脆弱な経済や自然環境に大きな打撃を与えうる。EUのバナナ輸入制限の問題では、WTO の裁定によりEUは ACP 諸国に対するバナナの特惠待遇を廃止せざるを得なくなった。そのため、ACP 諸国のバナナの輸出量は減少し、バナナの輸出にその収入を頼っていた多くの労働者は職を失った⁶⁵⁾。ACP 地域は、通貨が共通で貿易において密接に連結し合っていたため、バナナ輸出産業の打撃は、地域全体を貧困化させた。熾烈な国際競争により所得の道を失ったウィンドワード島の零細農家は移住を余儀なくされている。また、立地条件に制約があるため代替作物の栽培は十分に成功していない。

61) ロメ協定は、ACP 諸国(アフリカ、カリブ、太平洋諸国)のEC旧植民地48カ国と1975年に始めて調印された。ACP 諸国との第3次ロメ協定(1984年12月調印)においては、環境保護(とくに、洪水および砂漠化の進行による環境破壊の防止)を目的として重点的に援助を行うことが約束された。このようなECの環境重視の立場は、第4次ロメ協定(1989年12月調印)においてさらに強化された。第4次ロメ協定においては、環境分野における開発協力の推進を謳った規定が、ACP-EEC 開発協力の具体的活動領域として独立して設けられた。(大隈宏「EC環境政策の歴史的発展-地域環境安全保障の模索」『地球環境と安全保障』白井久和・綿貫礼子編、有信堂高文社、1993年、126頁)。

62) 松下満雄、清水章雄、中川淳司編『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣、2000年。

63) これ以前、EUの提案を不服とする米国共和党上院議長は、EUに対し報復関税を課す「1998年ウルグアイ・ラウンド合意遵守条項」を議会に提出している。この議案は、クリントン政権がEUに対し報復措置を発動することを約束したために後に取り下げられた。

64) Mercedes Garcia, "Banana III: European Communities-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas," Appellate Body Report Adopted on November, 17, 1997.

65) 1997年にEU議会が行った調査によると、セントビンセントの50%、セントルシアの30%、ドミニカの就業人口の多くがバナナ産業に従事していた。

唯一の望みだった旅行業への転換も確固とした収入の手段とはなっていない⁶⁶⁾。

結果としてパネル裁定による特惠待遇の廃止は、両サイドの農民を貧困化させた。職を失った農民は、不法移民となって米国へ流れこみ、他方、WTO 裁定によって有利に立つはずであったラテンアメリカのバナナ生産者も、集約的農法の加速化、単一作物栽培による農薬の使用量の増加や土地の疲弊といった自然環境の悪化に悩む結果に陥っている。

V 提案とまとめ

貿易と環境が補完的な関係であるためには、まず第一に各国政府による適切な国内環境政策の策定が必要である。これは、国の環境庁や国際環境機関が指導的役割を担うべきものといえる。WTO は、貿易の多面的影響を考慮に入れた貿易規定の作成とその適正な運用に力を入れるべきである。

第二点目として、MEAs への積極的参加を押し進めると同時に遵守状況を監視し、評価を行うことが必要と考えられる。条約事務局が監視・評価を実施するための十分な人材・資金・データを保有しない場合、NGOs 間の情報交換を図る中心的な情報センターを設立することも一つの解決策である。このことにより各国の MEAs 遵守状況や環境と貿易の関係を監視する。これまでも国際的規模の環境 NGOs が果たしてきた役割は大きく NGOs 間の中心的センターが相互に情報交換を行うシステム作りは有用な手段といえる⁶⁷⁾。

第三点目として、WTO での決定過程に関する公的開示と説明義務の徹底化が望まれる。たとえば、エコラベル対象製品の選定・判定基準などの制定過程は透明性を欠き、政治主体が意見を表明する場は限られている。このことは、WTO の最高決定機関である閣僚会議で採択される宣言文を巡る実質交渉についてもいえる。WTO の非公式会合は、事務局長が任意に選んだ数各国のみで非公開で進行し、その他の多くの政府代表団には交渉内容は明らかにされない。また、非公式会合は複数で同時進行するため、数名の代表しか派遣できない小国は、全会合に代表者を派遣することができない。多くの発展途上加盟国は WTO 本部が所在するジュネーブに外交代表を常駐させることができないため不利な立場に置かれているといえよう。よって WTO 交渉の透明化と途上国に対する支援は不可欠である。

第四点目としては途上国の農業部門への特別の配慮が期待される。自由貿易体制は、関税その他の貿易障害を軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止することにより、貿易の拡大を図ってきた。しかし、経済厚生の上は、しばしば工業部門の GNP 増加によって

66) Banana Link, "EU/US Trade War", <<http://www.bananalink.org.uk/trade-war/trade-war.htm>>.

67) 平成11年12月11日(土)・12日(日)に香川大学で開催された国際シンポジウム『地球環境問題と法戦略』でのアレクサンダー・キス氏の報告「国際環境法の遵守に関する一般的問題」とその質疑応答を参考にした。

しかはかられない。工業製品においては、生産規模の拡大につれて単位生産費用が減るが、農産物では逆に増加する⁶⁸⁾。つまり、経済成長に伴い GNP が1%上昇すると GNP に占める農業部門のシェアは0.7%減少するわけである⁶⁹⁾。貿易の拡大で GNP が上昇すれば、農産物の単位生産費用が増加し、かつ、GNP に占める農業部門のシェアが減少する。その結果、農業従事者の実質所得は低下する。

先進国における農業労働人口は極端に少なく、農業部門が国民所得に占める割合はほんのわずかに過ぎない。他方、途上国では、労働人口の多くが農業に従事しているため、農業部門における所得の低下は社会全体への打撃となる。特に輸出収益のほとんどを一次産品から得ている諸国にとってその影響は深刻である。仕事を失った小作・零細農家は、土地を放棄し、都市に集中するが、都市における人口の急激な増加は、大気汚染、廃棄物問題などの原因ともなりうる。

本稿では、1995年に設立された WTO の TBT、SPS、TRIPs 協定を中心に、それらの貿易関連条項が環境や人々の生活にいかにか拘わってくるかを考察した。また、DSB 改革は裁判指向主義を強化するものであり、その結果として紛争処理の合理化、効率化が図られたが、このことは途上国の脆弱な経済や自然環境に深刻な影響を与えうることを語った。今後新ラウンド交渉にむけて、現 WTO 協定の再検討が期待される。

68) APEC モニター NGO ネットワーク、*Liberalization Impacts Monitor*, Vol. 20, 2000年4月号。

69) 経済企画庁経済研究所 編集『経済分析』第134号、平成6年4月、76-78頁。